北九州市建設工事公正入札調査委員会設置規程(抄)

(最終改正 平成28年4月1日)

(目的)

第1条 北九州市発注の建設工事並びに工事に係る設計、測量及び調査委託(以下「工事等」という。)の入札談合に関する情報に対し、的確な対応を行うことにより、工事等の適正な執行を確保するため、北九州市建設工事公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(調査審議事項)

- 第2条 工事等について入札談合に関する情報があった場合には、委員会は次に掲げる事項 を調査審議するものとする。
 - (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の対応方法
 - (2) その他、入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(審議の方法)

- 第4条 委員会は委員長が招集し、委員長は会務を総括する。
- 2 委員長は必要に応じ別表に掲げる委員のほかに関係職員の意見を聞くことができる。 (事務局)
- 第5条 委員会の事務局は技術監理局契約制度課に置く。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

[別表] 省略